

むさしの「年金定期とおき」規定

1. (預入資格)

この定期預金は、国民年金、厚生年金または各種共済年金（遺族年金、障害年金を含みます。）の受取りを当行で既に開始されているお客さま、または当行で新たに開始されるお客さま、受取指定を当行へ変更されるお客さま、もしくは制度上公的年金の受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さまに限りお預入れできます。

2. (取扱店舗)

この定期預金の預入れおよび支払いは、一店舗のみのお取り扱いとします。なお、年金をお受取のお客さまの場合は、公的年金の受取を指定している店舗のみのお取り扱いとします。

3. (お預入れ限度額)

預入資格のあるお客さまお一人につき、1,000万円を限度とします。

なお、通帳式の場合は、複数の定期預金に分割してお預入れの場合でも、お預入れ口座はお客さまお一人につき1口座に限ります。

4. (お預入れ預金種類および預金名義)

(1) お預け入れ預金種類

- ① 定型-----期間1年の自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]を作成します。
- ② リレー(利払式)----期間1年のリレー自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]を作成します。
- ③ 定型・自動解約型---期間1年の自動解約型自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]を作成します。

ただし、制度上公的年金の受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さまにつきましては、「定型」又は「定型・自動解約型」でのお取り扱いとさせていただきます。

(2) 預金名義

定期預金の名義は年金受取りをされているお客さまおよび制度上公的年金の受給資格を持たない65歳以上の在日外国人のお客さまの名義に限ります。

5. (少額貯蓄非課税制度(マル優)の利用)

この定期預金は少額貯蓄非課税制度(マル優)を利用することができます。

6. (適用利率)

- (1) 預入日に当行が店頭に表示しているスーパー定期1年ものの利率に所定の利率を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第3条第1項により満期日前に解約する場合および共通規定第9条第1項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満.....解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満.....前項の約定利率×50%

7. (満期時のお取り扱い)

(1) 定型

定型の場合の満期日以降のお利息については、ご解約日の普通預金利率を適用します。

(2) リレー(利払式)

リレー(利払式)の場合の満期(継続)後の預入利率は、満期(継続)時点の「年金定期とおき」の利率となります。ただし、年金をお受取のお客さまで、満期(継続)時に本定期預金取引店にて年金の受取をされていない場合は、満期(継続)後の定期預金は、スーパー定期1年ものの店頭表示の利率を適用します。

(3) 定型・自動解約型

定型・自動解約型の場合は、満期時に自動的に解約し、元利金をご指定の預金口座に入金させていただきます。

8. (その他)

本規定に定めのない事項については、『自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]規定』『リレー自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]規定』『自動解約型自由金利型定期預金(M型)[スーパー定期]規定』により取扱います。

以 上